加古川市立公民館喫茶コーナー運営に係る仕様書

加古川市立公民館内における喫茶コーナー運営事業者(以下「運営事業者」という。)の公募を行うにあたり、その仕様書は以下のとおりとする。

1　対象物件

物件番号	施設名	住所	占有面積（㎡）	最低使用料（年額）	実費請求
1	志方公民館	675-0321 志方町志方町 1758-3	12.84	100,104 円	ガス料金
2	加古川北公民館	675-0009 神野町西条 1519-2	8.00	86,892 円	－
3	氷丘公民館	675-0061 加古川町大野 931	9.60	87,996 円	－
4	陵南公民館	675-0019 野口町水足 333-333	7.67	85,164 円	－
5	別府公民館	675-0132 別府町宮田町 1804-1	11.44	93,816 円	－

2　使用許可

加古川市立公民館喫茶コーナーの使用許可（以下「使用許可」という。）は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の４第７項の規定に基づき、加古川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から受けるものとする。

喫茶コーナーの使用料については、応募価格に基づき算定、徴収を行う。

3　使用許可の期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

（公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと加古川市が判断する場合は、当初加古川市が設定した募集条件を変更しないことを前提として当初許可から３年を限度に引き続き使用許可をすることができます。）

4　運営にかかる基本条件等

(1) 営業日

原則公民館の開館日とする。

(2) 営業時間

原則午前９時から午後５時までとする。ただし、対象公民館及び教育委員会の承諾を得た場合は営業時間を短縮して営業することを認める。

(3) 提供メニュー

提供価格は市民が利用しやすい低廉な価格帯とし、食事は、電子レンジや湯煎による加熱の

みで提供できるものとすること。ただし、下表のメニューは必須とすること。また、メニューの改廃及び価格の変更を行う場合は、事前に教育委員会の承諾を受けること。なお、酒類、タバコの提供はしないこと。

【必須メニュー表】

ホットコーヒー
アイスコーヒー
オレンジジュース

(4) 商品及び金銭の管理

商品補充、金銭管理などは、運営事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

(5) 営業許可等の申請等

加古川市立公民館喫茶運営に係る監督官庁への申請・届出、その他営業に関して必要な一切の手続きは、すべて運営事業者の責任において行うこと。

5　業務管理

運営事業者は、毎月の売上金額を書面により、翌月末日までに教育委員会へ報告すること。

6　衛生管理

① 厨房設備・備品は適切な方法で清掃及び洗浄消毒を行い、衛生管理に留意すること。

② 残飯及び塵芥の処理は適切に行い、その保管場所については適宜清掃すること。

7　厨房設備・備品等

① 厨房設備・備品等は本市が供与するもの（表１）についてはそれを使用し、それ以外に必要なものがある場合は、運営事業者の負担により用意すること。

② 表１の備品等は適切に維持管理を行うこと。修繕を必要とする場合の修繕料は、原則教育委員会の負担とするが、運営事業者の責に帰すべき理由による破損等の場合は運営事業者の負担とする。

③ 教育委員会が許可した場所以外での張り紙、看板等の表示又は掲出は認めない。
また、許可した場所であっても、張り紙、看板等のデザインについては、事前に教育委員会と協議を行うこと。

8　使用許可の取消し

本市は、次のいずれかに該当するときは、許可を取消すことができる。この場合において、事業者に損害又は損失が生じても、教育委員会はその賠償又は補償の責めを負わない。

① 運営事業者による提供メニューの品質、分量、衛生状態、サービスの不良及び経営の放漫により、教育委員会が運営事業者による経営を不適切と認めたとき。

② 運営事業者が使用料の未納等、本仕様書及び行政財産の使用許可書に違反したとき。

③ 応募資格の詐称やその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

④ 休業状態が1ヶ月間継続しているとき。
⑤ 食品衛生法（昭和22年法律第223号）第55条に規定された許可の取り消し又は運営の禁停止を受けたとき。
⑥ 運営事業者が暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明したとき。

9　原状回復及び返還

運営事業者は、使用許可期間が満了又は許可が取消された場合は、自己の費用で使用物件を速やかに原状回復し、教育委員会が指定する期日までに返還しなければならないものとする。ただし、教育委員会が特に承認したときはこの限りではない。

また、運営事業者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、教育委員会が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを運営事業者に請求することができる。この場合において、運営事業者は、何ら異議を申し立てることができない。

10　損害賠償

運営事業者が物件の使用にあたり、本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて運営事業者の責任でその損害を賠償しなければならない。また、運営事業者がその責めに帰する理由により、使用物件の全部又は一部を滅失し又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額を本市に支払わなければならない。ただし、運営事業者が自己の費用で使用物件を原状に回復した場合は、この限りではない。

11　その他

① 他運営事業者への業務の引継ぎが必要となった場合は、滞りなく業務移行ができるように協力すること。
② この仕様書に定める内容のほか、使用に関して調整が必要な事案が生じた場合は、教育委員会と協議しなければならない。

表１【供与設備及び備品一覧】

施設名	物品名	数量
志　方　公　民　館	製氷機	1
	冷蔵庫	1
	ガスコンロ	1
	湯沸器	1
	テーブル	3
	テーブル用イス	１２
加古川北公民館	テーブル	2
	テーブルイス	8
	カウンターイス	4
	ガスコンロ	1
	冷蔵庫	1
氷　丘　公　民　館	冷蔵庫	1
	テーブル	2
	イス	１３
陵　南　公　民　館	テーブル	5
	イス	２０
	カウンター用イス	5
	冷蔵庫	1
	製氷機	1
	フラワーボックス	3
別　府　公　民　館	冷蔵庫	1
	製氷機	1
	電子レンジ	1
	テーブル	4
	テーブル用椅子	１６
	カウンター用いす	4